

決議案第 2 号

瀬野憲一市長に対する辞職勧告決議案

瀬野憲一市長に対する辞職勧告に関し、次のとおり決議する。

令和 6 年12月23日提出

守口市議会議員	松	本	満	義
同	高	島		賢
同	池	嶋	一	夫

記

瀬野憲一市長に対する辞職勧告決議

瀬野憲一市長は、大阪維新の会所属の政治家として、令和5年4月に守口市長に就任し、その所信において、前市長の後継として、これまでの改革マインドを引き継ぐとともに、開かれた市政運営を第一の方針として掲げ、市政を推進していくと表明した。また、令和6年度は、同じく開かれた市政運営などを打ち出し、自ら策定した行政経営プランを基に、市長就任後、1年を通じての初めての予算を編成した。

しかしながら、当該令和6年度予算の議決後、議会との信頼関係に大きな影響を及ぼす疑義が生じる事態となった。その疑義とは、議会に一切の説明がないまま、社会教育関係団体補助金の趣旨の変更及び交付対象団体が拡充され、当該増額予算は予算編成の最終段階で唐突に計上されていたわけである。これを受け、令和6年6月に市議会に「社会教育関係団体補助金に関する事務調査特別委員会」が設置され調査が開始されたが、調査途上にあっても、市長ほか関係職員に対する参考人の出席要請について、市長自らが統制を図り、職員個々の出席を拒絶したのではないかと疑わざるを得ない不可解な対応を受け、令和6年8月には調査委員会に地方自治法第100条の調査権が付与され、調査が進められてきたところである。

その調査報告では、多数の意見として、市長自ら議会に対する説明責任を果たしていなかったことは言うまでもなく、職員も含めてことさら議会に対し隠そうとしているのではないかと疑われる対応があった。また、市長と同じ大阪維新の会所属の政治家が会長を務めるスポーツ協会への補助金が、過去、前市長の行政改革で廃止されていたにも関わらず、その必要性や根拠も不透明かつ抽象的な理由しかないままに、予算編成の最終段階において市長のトップダウンにより、わずか数日という極めて短期間で復活されていたことが判明した。さらには当該補助金の復活とあわせて、担当課の職員によると後付けで理屈を作るために、他の2団体にも補助金の増額・拡大が行われるなど、正当性が疑われるような事実が明らかとなった。

これらいくつもの不適切な点から、同じ大阪維新の会所属の政治

家同士として、十分な政策的検討を経ずに、便宜を図ったのではないかと疑念が払拭できなかったとし、瀬野市長に対し、事前に問題を回避する能力や市民目線という客観的な視点が欠如しており、また、組織のトップとして最終責任を取るという意識に乏しく、その資質に重大な疑問を抱くところであり、守口市政の最高責任者としての責任は重く、厳しく指摘するものであり、市長、副市長も含めて猛省を促さざるを得ない、というものであった。

以上の調査報告を踏まえると、瀬野市長は、開かれた市政運営を掲げているにも関わらず、言行不一致と断じざるを得ず、自ら所属している政治団体のつながりを最優先しているのではないかと疑わざるを得ない一方、須田副市長とともに二代表制の一翼を担う我々市議会を軽視しているのではないかという不誠実な姿勢が垣間見られる。このため、守口市議会は、市民にとって、公明正大、清廉潔白であると信ずるに足りない瀬野市長に、今のままでは今後の守口市政を担うことはできないと判断せざるを得ない。

よって、守口市議会は、瀬野憲一市長に対し、守口市政の最高責任者としての資質の欠如と、その責任を厳しく指摘するとともに、守口市長の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和6年12月23日

守 口 市 議 会